

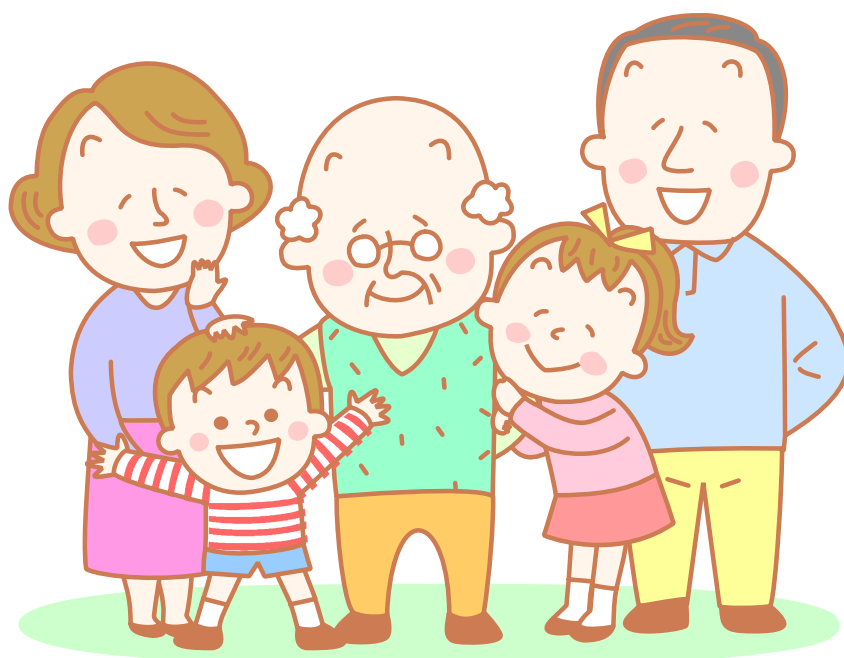
社会福祉施設における感染症予防チェックリスト

社会福祉施設は多くの人々が利用し集団生活を営むことから、いろいろな感染症が持ち込まれやすく、施設内での拡がりやすさも併せて持ち合わせています。また、高齢者や基礎疾患のある者は重症化リスクの高い集団でもあり、十分な感染予防対策を講じる必要があります。

感染症対策には、「日常からの感染予防対策」と、感染症が発生した時の「感染拡大予防対策」が基本になります。

このチェックリストは、社会福祉施設での感染症の発生が防げるよう、基本的な予防策をポイントに自主管理をすすめてもらうために作成したものです。

定期的な自己点検を行い、施設での対応マニュアル等の作成時にご活用いただければ幸いです。



大津市保健所保健予防課

2025年改訂

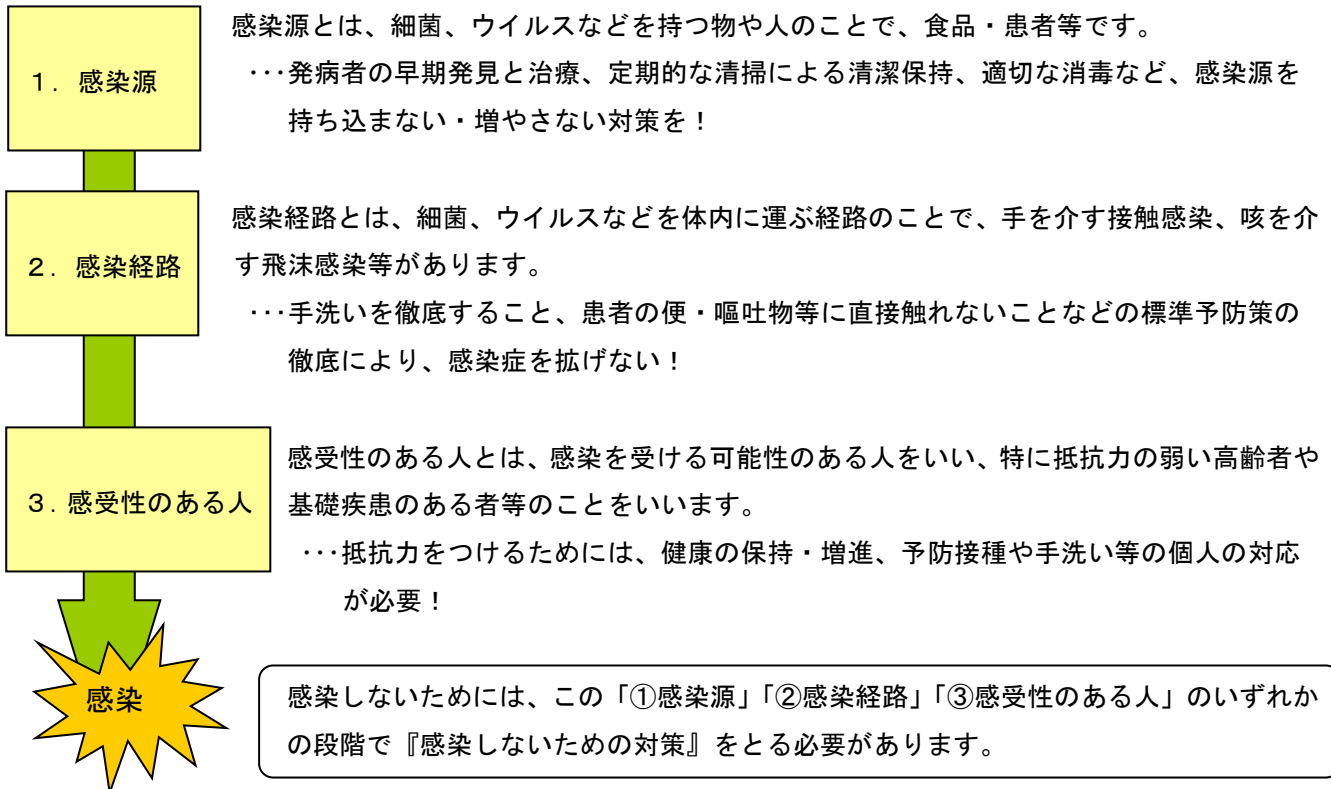


感染症予防のポイント

◇ 感染症対策の基本

感染のしくみには、①感染源、②感染経路、③感受性のある人（感染を受ける可能性のある人）、の3要素が必要です。したがって、この3要素のつながりを断ち切る事が、感染症予防や感染拡大防止策になります。

◇ 感染のしくみと予防策



◇ 感染症予防の基本的な対応として標準予防策が大切です

標準予防策とは、「誰もが何らかの感染症をもっている可能性がある」と考えて、すべての利用者に対しての「感染の可能性のあるもの」への接触を最小限にすることで、利用者・職員双方の感染の危険を少なくする方法です。「感染の可能性のあるもの」として扱う必要があるものは、「血液、汗を除く分泌液（痰・唾液・鼻水・目やに・母乳）、排泄物（便・尿、嘔吐物）、傷や湿疹がある皮膚や粘膜（口、鼻の中、肛門、陰部）、体液（精液、膣分泌液）などがあります。

具体的な対応時	対応方法
・「感染の可能性のあるもの」に触れたとき ・手袋を外した後	手洗い
・血液など「感染の可能性のあるもの」に触れるとき	使い捨て手袋
・咳や痰の多い利用者がある時	マスク・ゴーグル
・職員に咳・くしゃみの症状があるとき	マスク
・便や嘔吐物の処理等、衣類への汚染のリスクがあるとき	マスク・ガウン・使い捨て手袋
・感染症を疑う症状のある利用者・職員等	隔離・休暇

感染症予防チェックリスト

職員の方がこのチェックリストを活用することにより、施設内の感染予防対策が十分かどうか項目別に達成度を確認することができます。ご活用下さい。

① 利用者の健康管理と早期発見

- ☐ 利用者が接種した予防接種について確認、記録している。
- ☐ 65歳以上の者については年1回の胸部レントゲン検査の勧奨と結果の把握をしている。
- ☐ 利用者の健康診断の結果を記録している。
- ☐ 利用者の毎日の健康観察を実施し、記録している。
- ☐ 利用者の体調不良者・欠席者等の情報（人数や欠席理由等）が1日1回集約されている。
- ☐ 体調不良の利用者が感染源とならないよう配慮をしている（隔離の方法・入浴順位やトイレ消毒等）。
- ☐ 体調不良者には適切な受診を勧めている。

② 職員の健康管理と早期発見

- ☐ 職員の健康診断（検便、胸部エックス線検査など）を定期的の実施し、未受診者に受診を促している。
- ☐ 職員の予防接種歴を確認、記録している。
- ☐ 職員の体調不良時には、受診と休暇を促している。
- ☐ 感染症の流行時期は職員の家族を含め、健康状態を把握している。
- ☐ 必要に応じて、調理担当職員の検便を行っている。
- ☐ 施設内に入出入りするボランティア等の健康状態を把握している。
- ☐ 実習生の予防接種歴、健康診断の結果を必要に応じて確認している。
- ☐ 実習生の毎日の健康状態を確認している。（発熱・咳・嘔吐・下痢等の有無）



③ 手洗いと標準予防策

- ☐ 利用者に手洗いの指導を行っている。
- ☐ 手洗いは石けんと流水で、30秒以上行っている。
- ☐ 手拭は使い捨てのペーパータオルか個人用のタオルを使用している。（共用タオルは置いていない）
- ☐ 来訪者に手洗いの協力を求めている。
- ☐ 職員に咳症状がある場合、周囲への飛散を防ぐためマスクの着用を促している。
- ☐ 食事介助の前やオムツ交換・排泄介助後等には石けんと流水で適切に手洗いを行っている。



④ 感染症予防のための環境整備・ゾーニング

- ☐ 手洗い場・トイレに液体石けんが整備されている。
- ☐ 階段の手すり・水道の蛇口、ドアノブ、机等、利用者が頻繁に触れる場所を定期的に清掃（消毒）している。
- ☐ 感染症予防・発生時対応のための物品が準備されている。
* 使い捨て手袋、マスク、エプロン、拭き取り用の布（使い捨てできるもの）、塩素系消毒剤、ビニール袋、専用バケツ等
- ☐ 清潔区域（調理室・デイルーム等）と汚染区域（トイレ・手洗い場・汚物処理室）を分けている。
- ☐ 排泄物の処理は汚染物処理専用の場所で行っている。
- ☐ 汚染されたものは、清潔な区域（食堂・デイルーム等）に持ち込んでいない。
- ☐ 汚染され、感染源となる可能性の高いもの（便座カバー、布製のマット類等）を置いていない。
- ☐ 汚物は利用者等が立ち入らない場所に保管している。
- ☐ 定期的に換気が出来ている。

⑤ 研修

- ☐ 感染症関連の研修を年2回以上実施し、全員が参加できる（知識の向上）よう配慮している。
- ☐ 感染症発生時や流行時期には、清掃等の委託業者の職員にも感染症予防についての情報提供を行っている。

- 嘔吐物や下痢便の処理方法を職員間で確認している。

⑥ マニュアル

- 施設独自の感染症対策マニュアルがある。
- 感染症対策マニュアルには、施設内で感染症の流行を疑った際の職員からの報告・連絡方法が記載されている。(夜間・休日含む)
- 感染症対策マニュアルには、疾患別の知識、利用者・職員の健康管理、標準予防策等日常行うべき予防対策や発生時の対応策等が盛り込まれている。
- 感染症対策マニュアルには、施設外での活動の際の対応が記載されている。
(送迎バスや施設外行事等)
- 感染症対策マニュアルを職員全員で共有し、活用できている。
- 感染症対策マニュアルを定期的に見直している。
- 最新の感染症情報を把握し(滋賀県感染症情報SIDR等の活用)、職員間共有、利用者・家族への注意喚起等感染症予防対策に役立てている。

⑦ 嘔吐物処理について

- 嘔吐物処理に必要な物品が揃えてある。(使い捨て手袋、マスク、エプロン、フットカバー、拭き取り用の布(使い捨てできるもの)塩素系消毒剤、ビニール袋、専用バケツ等)
- 嘔吐物を処理する人は、使い捨て手袋、マスク、ガウン(エプロン)、フットカバーを着用している。
- 嘔吐物を処理する時には換気をしている。
- 嘔吐があった場合、吐物を処理する職員と利用者が吐物に触れないように誘導を担当する職員に役割分担されている。
- 床が汚染した場合は、吐物を取り除いた後、広範囲(半径2m程度)に消毒している。
- 嘔吐物が付着した可能性がある食器類は調理室に戻す前に次亜塩素酸ナトリウム0.1%で10分以上消毒している。
- 職員間で吐物処理の手技が統一されている。

⑧ 排泄時のケア及び処理について

- 排泄時ケアに必要な物品が揃えてある。
(使い捨て手袋、ガウン、マスク、お尻拭き、ビニール袋、専用マット、個人用タオル等)
- 排泄時のケアの際に使い捨て手袋を着用し、1回ごとに手袋を交換している。
- 使用後のオムツ等はビニール袋等に密封し、汚染区域に保管している。
- 職員間で排泄時ケアの手技が統一されている。



参考① 次亜塩素酸ナトリウムは多くの細菌・ウイルスに有効な消毒液です

◇次亜塩素酸ナトリウム(市販の塩素系漂白剤：塩素濃度5%を使用する場合)の希釈方法

消毒対象	濃度	希釈方法
便や嘔吐物で汚染されたもの・場所	0.1%	500mlのペットボトル1本の水に10ml(ペットボトルキャップ2杯)
ドアノブ・手すり等の清掃消毒	0.02%	1ℓのペットボトル1本の水に4ml(ペットボトルキャップ1杯弱)

※ペットボトルキャップ1杯5mlを目安として表記

参考② 手洗いの徹底

感染症に対して有効な予防方法は「手洗い」です。正しい手洗いの習慣を身につけましょう。

- ◎ 爪は短く切っていますか？
- ◎ 時計や指輪を外していますか？



①流水でよく手をぬらし、石けんをつけ、
てのひらをよくこする。



②手の甲をよくこする。



③指先・爪の間を念入りに洗う。



④指の間をよく洗う。



⑤親指も指先から付け根まで念入りに
洗う。



⑥手首までしっかり洗う。

★①～⑥の手順で、30秒以上かけて洗いましょう★

⑦その後、十分に流水で流しペーパータオルや清潔なタオルでよく拭きとって乾かす。

参考③ 咳エチケットを守りましょう

1. 咳やくしゃみの症状がある時は、マスクを着用する。
2. 咳やくしゃみをする時は、口と鼻をティッシュ・ハンカチなどで覆う。
3. 咳やくしゃみをする時は、上着の内側や袖で覆う。



感染症が発生したら・・・

施設において、感染症が疑われる事例が発生した時には、感染の拡大を防止するため、施設長・看護職員（感染症対策担当者）を中心に次のような対策をとる必要があります。

1. 発生状況の把握

- （１）症状の確認：下痢・嘔吐・発熱、その他の症状について確認します。
- （２）施設全体の状況の把握
 - ①日時別、棟・フロア・部屋別、活動別等の発症状況（担当職員含む）を把握します。
 - ②受診状況、診断名、検査結果及び治療の内容を確認します。
 - ③普段の有症者数（下痢・嘔吐等の胃腸症状、発熱等）と比較します。

2. 感染拡大の防止

- （１）職員への周知：施設長は感染症等の発生状況をすべての職員に周知し、対応の徹底を図ります。
日頃から連絡方法を整備して下さい。
- （２）家族への周知：適切な受診や感染拡大防止策に協力を得られるよう、早期の周知が必要です。
- （３）感染拡大防止策
 - ①手洗い、排泄物・嘔吐物の処理方法を徹底して実行します。
 - ②消毒の頻度を増やすなど、発生状況に応じて施設内の消毒を実施します。
 - ③換気の回数を増やす等、こまめに換気を実施します。

3. 関係機関等への連絡

- （１）施設管理医への連絡：重篤化を防ぐため、適切な医療及び指示を受けます。
- （２）家族への連絡：発生状況を説明し、健康調査や二次感染予防について協力を依頼します。
- （３）保健所、市役所への報告

感染症が疑われる場合は、保健所に連絡し、対応について指示を受けて下さい。

また、必要時には津市役所の担当課へも報告をお願いします。

介護・高齢者関係：福祉指導監査課 介護グループ（077-528-2912）

障害福祉関係：福祉指導監査課 障害グループ（077-528-2912）



<保健所に連絡すべき場合>

○１０名以上又は全利用者の半数以上（感染症の集団発生）

○感染症による重篤患者または死亡者の発生時

* 令和５年４月２８日老発０４２８第９号 「平成１７年２月２２日健発第０２２２００２号 厚生労働省健康局長通知に基づく報告」の一部改正